

# 入居許可書

指令 建 -  
令和 年 月 日

〒000-0000  
秋田県 市  
様

秋田県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった秋田県営住宅への入居について、秋田県営住宅条例第 11 条の規定により、次のとおり許可します。

1 住宅名	県営 住宅 -
2 所在地	〒000-0000 市
3 入居可能日	令和 年 月 日
4 家賃	金 円 (減免後 金 ***円)
5 敷金	金 円 (減免後 金 ***円)
6 許可入居者数	人

## (入居許可条件)

次の事項について行われない場合は、許可を取り消す場合がある。

- 1 許可のあった日から 10 日以内に、連帯保証人の連署する請書を提出すること。また、同日までに入居敷金を納付すること。
- 2 法令、秋田県営住宅条例及び同条例施行規則等を遵守すること。
- 3 入居後は、当該住宅を善良なる管理者の注意を持って保管すること。
- 4 家賃は、定められた期日までに必ず納入すること。

この書類は退去するまで大切に保管して下さい。

県営住宅入居請書

( 年 月 日 )

あて先：秋田県知事

入 居 者	本籍地			
	現住所		電話番号	
	ふりがな 氏 名	印 (印鑑登録印)	生年月日	年月日
連 帯 保 証 人	本籍地			
	現住所		電話番号	
	ふりがな 氏 名	印 (印鑑登録印)	生年月日	年月日
	職 業		入居者との関係	
勤務先	所在地	電話番号		
	名 称			

次の県営住宅の使用に当たっては、秋田県営住宅条例及び秋田県営住宅条例施行規則を遵守し、義務（家賃納入、保管等）の不履行があったときは、以下の極度額の範囲内で、連帯保証人がこれを引き受け、誠実に履行します。

県 営 住 宅	名 称	県 営 住 宅 棟 号		
	当初家賃	円	敷 金	円
	極度額	40万円		

(注) 入居者及び連帯保証人の印鑑証明書並びに連帯保証人の収入を明らかにする書類（所得証明書等）を添付してください。  
裏面の特約事項を御確認ください。

## 特約事項

入居者及び連帯保証人は、次に掲げる事項を了承します。

- 1 連帯保証人は、本請書をもって入居者が県営住宅を使用するにあたって生じるすべての債務について、極度額の範囲内で連帯して債務を負うこととなり、入居者が家賃を滞納した場合や入居者の故意、過失により県営住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損した場合などには、連帯保証人に対して請求することがあります。
- 2 入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先が変更になったときは、県に届け出なければいけませんので、連帯保証人はその旨を入居者に速やかに連絡してください。
- 3 連帯保証人が死亡した場合や破産などによりその適性が無くなった場合は速やかに新たな連帯保証人を立て、請書を提出していただきます。
- 4 県営住宅の管理上、必要と判断したときは、連帯保証人や入居者の勤務先に連絡し、入居者に関しての情報提供等を求めることがあります。

様式第2 - 1号

(住所)  
(氏名)様

(番号)  
(年月日)

秋田県知事

## 家賃の減免承認書

(年月日)付けで申請のあった家賃の減免については、秋田県営住宅条例施行規則第15条の規定により、次のとおり承認します。

減免後の家賃	
減免期間	

(注意事項)

次の事由に該当するときは、直ちに届け出てください。

1. 生活保護法による住宅扶助を受けるようになったとき。
2. 入居世帯員の収入に増減があったとき。
3. 家賃の減免を必要としなくなったとき。

様式第2 - 2号

(住所)  
(氏名)様

(番号)  
(年月日)

秋田県知事

## 敷金の減免承認書

(年月日)付けで申請のあった敷金の減免については、秋田県営住宅条例施行規則第15条の規定により、次のとおり承認します。

減免後の敷金	
--------	--

(注意事項)

入居後、本来家賃額に変更があった場合でも、増額又は減額しません。

様式第3号

( 番 号 )  
( 年 月 日 )

住所  
氏名

様

秋田県知事

県営住宅家賃・敷金の減免について（通知）

年 月 日付けで申請のあった家賃及び敷金の減免申請については、次の理由により承認できないことを通知します。

理 由

秋田県営住宅条例施行規則第16条に定める基準に該当しないため。

(あて先) 秋田県知事

住所

氏名

家賃等減免事由の消滅について(届出)

年 月 日付けで承認を受けている家賃等の減免措置について、減免事由が消滅したので届け出します。

事由(該当するものに )

- 1 新たに生活保護法による住宅扶助を受給することとなったため
- 2 医療費の負担がなくなったため
- 3 災害復旧のための費用の支払いがなくなったため
- 4 その他

様式第5号

(住所)  
(氏名)様

(番号)  
(年月日)

秋田県知事

## 家賃減免期間終了通知書

あなたが現在納入している家賃の減免期間は、下記の期間をもって終了となるので通知します。

また、現在も失業中等で収入がないなど期間終了後も引き続き減免が必要な場合は、別添申請書を20日(土日祝日の場合は、その翌日)まで提出してください。

ただし、申請案内を審査し、減免基準に該当しない場合は、減免できないことがありますのでご承知おきください。

減免期間	(年月日) から (年月日) まで
------	-------------------

普通県営住宅（改良住宅）入居者収入申告（報告）書（表面）

（ 年 月 日 ）

あて先：秋田県知事

住宅の名称 県営 住宅 棟 号

（ 入居者氏名 ）

秋田県営住宅条例第 21 条第 1 項（第 36 条第 2 項）の規定により、次のとおり収入を申告します（報告します）。

入居しようとする者及び同居しようとする者並びに別居する控除対象配偶者及び扶養親族	ふりがな氏名	入居者との関係	生年月日	年齢	職業	勤務先の所在地、名称及び電話番号	所得年額 (円)	控除対象（該当する欄に 印を付けてください）										備考		
								給与所得者等	同居者	同居しない扶養親族	老人控除対象配偶者	老人扶養親族	特定扶養親族	障害者	特別障害者	寡婦	ひとり親			
		本人																		
計(A)																				
収入申告（報告）の審査の状況							(A)-(B)/12 収入月額				円									
控除額	1 給与所得者等				7 障害者		収入超過者の認定の要否				要 ・ 否									
	2 同居者				8 特別障害者		高額所得者の認定の要否				要 ・ 否									
	3 同居しない扶養親族				9 寡婦		収入基準超過の有無				要 ・ 否									
	4 老人控除対象配偶者				10 ひとり親															
	5 老人扶養親族				11 その他															
	6 特定扶養親族																			
計(B)							円													

(裏面)

- (注) 1 「所得年額」欄には、前年の所得金額に係る所得証明書(所得の種類、扶養親族の数及び各種の控除の内容が記載されているものに限る。)の合計所得の欄に記載されている額を記入してください。
- 2 前年において、年の中途で就職し、又は退職した場合は、「備考」欄にその旨及びその年月日を記入してください。
- 3 印欄には、記入しないでください。
- 4 次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 住民票の写し
- (2) 市町村長の発行する前年の所得金額に係る所得証明書(同居者で15歳未満の者又は15歳以上の学生については、所得証明書の提出は要しないもの  
とすることができる。但し、この場合において、大学又は専門学校に在学中の者については在学証明書又は学生証の写しを提出するものとする)
- (3) 退職等により過去1年に収入が無かった場合は、退職等を証する書類
- (4) 次の項目に該当する場合は、その事実を証する書類
- 身体障害者、精神障害者または知的障害者の場合は障害等の程度を証する書類
- 戦傷病者でその障害の程度が特別項症から第6項症まで、または第1款症のもの
- 被爆者
- 引揚者で引き揚げた日から5年を経過していないもの
- ハンセン病療養所入所者
- (5) (2)で控除が確認できない場合は、控除適用事実を確認できる書類
- (6) 上記の他、審査に必要な書類

(様式第3号)

( 番 号 )

( 年 月 日 )

( 入居者 住所氏名 あて )

秋田県知事

普通県営住宅収入認定・家賃通知書

あなたからの申告に基づく収入認定月額及び 年度の月額家賃は次のとおりですので、秋田県営住宅条例第21条第2項の規定により通知します。

なお、この収入認定月額に異議のある場合は、通知のあった日から30日以内に別紙意見書により意見を申し出ることができます。

認定年度	収入認定月額 A { ( C - D ) / 12 }	収入分位	月額家賃
	(小数点以下切り捨て、1円まで記載)		(100円未満切り捨て)

<収入認定月額の内容>

あなたの世帯員の所得額		あなたの世帯員に該当する控除額	
該当者氏名	所得額	控除項目	控除額
		1. 給与所得等を有する者	最大 10 万円
		2. 同居者、別居扶養親族	38 万円
		3. 老人扶養親族	10 万円
		4. 特定扶養親族	25 万円
		5. 障害者	27 万円
		6. 特別障害者	40 万円
		7. 寡婦	最大 27 万円
		8. ひとり親	最大 35 万円
所得額合計 C		控除額合計 D	

<月額家賃の算出>

家賃算定基礎額 B	×	あなたの住宅の応益係数	=	本来月額家賃
				(100円未満切り捨て)

1 応益係数 = 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数

2 本来月額家賃が近傍同種住宅家賃より高い場合、本来月額家賃欄には近傍同種住宅家賃を記載しております。

収入分位の該当する家賃算定基礎額

収入分位	収入認定月額 A の範囲	家賃算定基礎額 B
1	104,000 円以下	34,400 円
2	104,001 円 ~ 123,000 円	39,700 円
3	123,001 円 ~ 139,000 円	45,400 円
4	139,001 円 ~ 158,000 円	51,200 円
5	158,001 円 ~ 186,000 円	58,500 円
6	186,001 円 ~ 214,000 円	67,500 円
7	214,001 円 ~ 259,000 円	79,000 円
8	259,001 円以上	91,100 円

あなたの住宅の近傍同種住宅家賃
(100円未満切り捨て)

全国一律に定める金額です。数年に1回変わります。

政令に定める方式により算出された入居世帯の収入に応じて8つに区分されています。

(様式第4号)

( 番 号 )

( 年 月 日 )

( 入居者 住所氏名 あて )

秋田県知事

普通県営住宅収入認定・家賃通知書及び収入超過者認定通知書

あなたからの申告に基づく収入認定月額及び 年度の月額家賃は次のとおりですので、秋田県営住宅条例第21条第2項の規定により通知します。

また、あなたは3年以上入居し収入基準を超えているため、収入超過者に認定しますので秋田県営住宅条例第34条第1項の規定により通知します。収入超過者に認定されますと、住宅を明け渡すように努めなければならないとともに、下記のとおり一定額が加算された家賃となります。

なお、この収入認定月額に異議のある場合は、通知のあった日から30日以内に別紙意見書により意見を申し出ることができます。

認定年度	収入認定月額 A { ( C - D ) / 12 }	収入分位	月額家賃
	(小数点以下切り捨て、1円まで記載)		(100円未満切り捨て)

<収入認定月額の内容>

あなたの世帯員の所得額		あなたの世帯員に該当する控除額	
該当者氏名	所得額	控除項目	控除額
		1. 給与所得等を有する者	最大 10 万円
		2. 同居者、別居扶養親族	38 万円
		3. 老人扶養親族	10 万円
		4. 特定扶養親族	25 万円
		5. 障害者	27 万円
		6. 特別障害者	40 万円
		7. 寡婦	最大 27 万円
		8. ひとり親	最大 35 万円
所得額合計 C		控除額合計 D	

<連続認定回数>

あなたの世帯の収入超過連続認定回数	
-------------------	--

<月額家賃の算出>

本来月額家賃 F ( B × E )	+	加算額 G	=	割増月額家賃
				(100円未満切り捨て)

- 加算額 G = ( 近傍同種住宅家賃 - 本来月額家賃 F ) × 収入区分に応じて設定される率 H
- 本来月額家賃又はこれに加算額を加えた家賃が、近傍同種住宅家賃よりも高い場合、割増月額家賃欄には近傍同種住宅家賃を記載し、加算額欄には本来月額家賃との差額を記載しております。

家賃算定基礎額 B	あなたの住宅の応益係数 E	あなたの住宅の近傍同種住宅家賃
		(100円未満切り捨て)

- 応益係数 E = 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数

収入分位の該当する家賃算定基礎額

収入分位	収入認定月額 A の範囲	家賃算定基礎額 B	収入超過者の家賃に加算される額を求める場合の収入区分に応じて設定される率 H
1	104,000 円以下	34,400 円	/
2	104,001 円 ~ 123,000 円	39,700 円	
3	123,001 円 ~ 139,000 円	45,400 円	
4	139,001 円 ~ 158,000 円	51,200 円	
5	158,001 円 ~ 186,000 円	58,500 円	
6	186,001 円 ~ 214,000 円	67,500 円	
7	214,001 円 ~ 259,000 円	79,000 円	
8	259,001 円以上	91,100 円	
			1

全国一律に定める金額です。数年に1回変わります。政令に定める方式により算出された入居世帯の収入に応じて8つに区分されています。

(様式第5号)

( 番 号 )

( 年 月 日 )

( 入居者 住所氏名 あて )

秋田県知事

普通県営住宅収入認定・家賃通知書及び高額所得者認定通知書

あなたからの申告に基づく収入認定月額及び 年度の月額家賃は次のとおりですので、秋田県営住宅条例第21条第2項の規定により通知します。

また、あなたは5年以上入居し最近2年間引き続き収入基準を超えているため、高額所得者に認定しますので秋田県営住宅条例第34条第2項の規定により通知します。高額所得者に認定されますと、家賃は近傍同種の家賃の額が適用されるとともに、法令で定めるところにより一定期間内に住宅を明け渡す義務が生じます。

なお、この収入認定月額に異議のある場合は、通知のあった日から30日以内に別紙意見書により意見を申し出ることができます。

認定年度	収入認定月額 A { ( B - C ) / 12 }	月額家賃 ( 近傍同種住宅の家賃額 )
	( 小数点以下切り捨て、1円まで記載 )	( 100円未満切り捨て )

<収入認定月額の内容>

あなたの世帯員の所得額		あなたの世帯員に該当する控除額	
該当者氏名	所得額	控除項目	控除額
		1. 給与所得等を有する者	最大 10 万円
		2. 同居者、別居扶養親族	38 万円
		3. 老人扶養親族	10 万円
		4. 特定扶養親族	25 万円
		5. 障害者	27 万円
		6. 特別障害者	40 万円
		7. 寡婦	最大 27 万円
		8. ひとり親	最大 35 万円
所得額合計 C		控除額合計 D	

(様式第6号)

( 番 号 )

( 年 月 日 )

( 入居者 住所氏名 あて )

秋田県知事

改良住宅収入決定・家賃通知書

あなたからの申告に基づく収入認定月額及び 年度の月額家賃は次のとおりですので、秋田県営住宅条例第36条第1項の規定により通知します。

なお、この収入認定月額に異議のある場合は、通知のあった日から30日以内に別紙意見書により意見を申し出ることができます。

年度	収入認定月額A { (C - D) / 12 }	収入基準超過の有無	月額家賃
	(小数点以下切り捨て、1円まで記載)	(有 or 無)	(100円未満切り捨て)

<収入認定月額の内容>

あなたの世帯員の所得額		あなたの世帯員に該当する控除額	
該当者氏名	所得額	控除項目	控除額
		1. 給与所得等を有する者	最大 10 万円
		2. 同居者、別居扶養親族	38 万円
		3. 老人扶養親族	10 万円
		4. 特定扶養親族	25 万円
		5. 障害者	27 万円
		6. 特別障害者	40 万円
		7. 寡婦	最大 27 万円
		8. ひとり親	最大 35 万円
所得額合計 C		控除額合計 D	

<納付すべき月額家賃の算出>

本来月額家賃	+	割増賃料 B	=	納付すべき月額家賃
				(100円未満切り捨て)

割増賃料 B は、収入基準超過が有と決定された場合に、家賃に加算される額です。

割増賃料 B = 本来月額家賃 × 下表のあなたの収入認定月額 A に該当する倍率

収入認定月額 A の範囲	倍率
114,001 円 ~ 158,000 円	0.3
158,001 円 ~ 191,000 円	0.5
191,001 円以上	0.8

(様式第7号)

( 番 号 )

( 年 月 日 )

( 入居者 住所氏名 あて )

秋田県知事

普通県営住宅収入更正・家賃通知書

付け、 - の収入認定・家賃通知について、秋田県営住宅条例第21条第3項の規定により下記のとおり更正したので通知します。

認定年度	収入認定月額 A { ( C - D ) / 12 }	収入分位	月額家賃
	(小数点以下切り捨て、1円まで記載)		(100円未満切り捨て)

<収入認定月額の内容>

あなたの世帯員の所得額		あなたの世帯員に該当する控除額	
該当者氏名	所得額	控除項目	控除額
		1. 給与所得等を有する者	最大 10 万円
		2. 同居者、別居扶養親族	38 万円
		3. 老人扶養親族	10 万円
		4. 特定扶養親族	25 万円
		5. 障害者	27 万円
		6. 特別障害者	40 万円
		7. 寡婦	最大 27 万円
		8. ひとり親	最大 35 万円
所得額合計 C		控除額合計 D	

<月額家賃の算出>

家賃算定基礎額 B	×	あなたの住宅の応益係数	=	本来月額家賃
				(100円未満切り捨て)

1 応益係数 = 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数

2 本来月額家賃が近傍同種住宅家賃より高い場合、本来月額家賃欄には近傍同種住宅家賃を記載しております。

収入分位の該当する家賃算定基礎額

収入分位	収入認定月額 A の範囲	家賃算定基礎額 B
1	104,000 円以下	34,400 円
2	104,001 円 ~ 123,000 円	39,700 円
3	123,001 円 ~ 139,000 円	45,400 円
4	139,001 円 ~ 158,000 円	51,200 円
5	158,001 円 ~ 186,000 円	58,500 円
6	186,001 円 ~ 214,000 円	67,500 円
7	214,001 円 ~ 259,000 円	79,000 円
8	259,001 円以上	91,100 円

あなたの住宅の近傍同種住宅家賃
(100円未満切り捨て)

全国一律に定める金額です。数年に1回変わります。

政令に定める方式により算出された入居世帯の収入に応じて8つに区分されています。

(様式第8号)

( 番 号 )

( 年 月 日 )

( 入居者 住所氏名 あて )

秋田県知事

普通県営住宅収入更正・家賃通知書及び収入超過者認定通知書

付け、 - の収入認定・家賃通知について、秋田県営住宅条例第21条第3項の規定により下記のとおり更正したので通知します。

また、あなたは3年以上入居し収入基準を超えているため、収入超過者に認定しますので秋田県営住宅条例第34条第1項の規定により通知します。収入超過者に認定されますと、住宅を明け渡すように努めなければならないとともに、下記のとおり一定額が加算された家賃となります。

認定年度	収入認定月額 A { ( C - D ) / 12 }	収入分位	月額家賃
	(小数点以下切り捨て、1円まで記載)		(100円未満切り捨て)

<収入認定月額の内容>

あなたの世帯員の所得額		あなたの世帯員に該当する控除額	
該当者氏名	所得額	控除項目	控除額
		1. 給与所得等を有する者	最大 10 万円
		2. 同居者、別居扶養親族	38 万円
		3. 老人扶養親族	10 万円
		4. 特定扶養親族	25 万円
		5. 障害者	27 万円
		6. 特別障害者	40 万円
		7. 寡婦	最大 27 万円
		8. ひとり親	最大 35 万円
所得額合計 C		控除額合計 D	

<連続認定回数>

あなたの世帯の収入超過連続認定回数	
-------------------	--

<月額家賃の算出>

本来月額家賃 F ( B × E )	+	加算額 G	=	割増月額家賃
				(100円未満切り捨て)

- 加算額 G = ( 近傍同種住宅家賃 - 本来月額家賃 F ) × 収入区分に応じて設定される率 H
- 本来月額家賃又はこれに加算額を加えた家賃が、近傍同種住宅家賃よりも高い場合、割増月額家賃欄には近傍同種住宅家賃を記載し、加算額欄には本来月額家賃との差額を記載しております。

家賃算定基礎額 B	あなたの住宅の応益係数 E	あなたの住宅の近傍同種住宅家賃
		(100円未満切り捨て)

3 応益係数 E = 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数

収入分位の該当する家賃算定基礎額

収入分位	収入認定月額 A の範囲	家賃算定基礎額 B	収入超過者の家賃に加算される額を求める場合の収入区分に応じて設定される率 H
1	104,000 円以下	34,400 円	
2	104,001 円 ~ 123,000 円	39,700 円	
3	123,001 円 ~ 139,000 円	45,400 円	
4	139,001 円 ~ 158,000 円	51,200 円	
5	158,001 円 ~ 186,000 円	58,500 円	1/5 × 連続認定回数 (上限: 1)
6	186,001 円 ~ 214,000 円	67,500 円	1/4 × 連続認定回数 (上限: 1)
7	214,001 円 ~ 259,000 円	79,000 円	1/2 × 連続認定回数 (上限: 1)
8	259,001 円以上	91,100 円	1

全国一律に定める金額です。数年に1回変わります。

政令に定める方式により算出された入居世帯の収入に応じて8つに区分されています。

(様式第9号)

( 番 号 )

( 年 月 日 )

( 入居者 住所氏名 あて )

秋田県知事

普通県営住宅収入更正・家賃通知書及び高額所得者認定通知書

付け、 - の収入認定・家賃通知について、秋田県営住宅条例第21条第3項の規定により下記のとおり更正したので通知します。

また、あなたは5年以上入居し最近2年間引き続き収入基準を超えているため、高額所得者に認定しますので秋田県営住宅条例第34条第2項の規定により通知します。高額所得者に認定されますと、家賃は近傍同種の家賃の額が適用されるとともに、法令で定めるところにより一定期間内に住宅を明け渡す義務が生じます。

認定年度	収入認定月額 A { ( B - C ) / 12 }	月額家賃(近傍同種の住宅の家賃額)
	(小数点以下切り捨て、1円まで記載)	(100円未満切り捨て)

<収入認定月額の内容>

あなたの世帯員の所得額		あなたの世帯員に該当する控除額	
該当者氏名	所得額	控除項目	控除額
		1. 給与所得等を有する者	最大 10 万円
		2. 同居者、別居扶養親族	38 万円
		3. 老人扶養親族	10 万円
		4. 特定扶養親族	25 万円
		5. 障害者	27 万円
		6. 特別障害者	40 万円
		7. 寡婦	最大 27 万円
		8. ひとり親	最大 35 万円
所得額合計 C		控除額合計 D	

(様式第10号)

( 番 号 )

( 年 月 日 )

( 入居者 住所氏名 あて )

秋田県知事

改良住宅収入更正・家賃通知書

付け、 - の収入認定・家賃通知について、秋田県営住宅条例第36条第4項の規定により下記のとおり更正したので通知します。

年度	収入認定月額A { (C - D) / 12 }	収入基準超過の有無	月額家賃
	(小数点以下切り捨て、1円まで記載)	(有 or 無)	(100円未満切り捨て)

<収入認定月額の内容>

あなたの世帯員の所得額		あなたの世帯員に該当する控除額	
該当者氏名	所得額	控除項目	控除額
		1. 給与所得等を有する者	最大10万円
		2. 同居者、別居扶養親族	38万円
		3. 老人扶養親族	10万円
		4. 特定扶養親族	25万円
		5. 障害者	27万円
		6. 特別障害者	40万円
		7. 寡婦	最大27万円
		8. ひとり親	最大35万円
所得額合計C		控除額合計D	

<納付すべき月額家賃の算出>

本来月額家賃	+	割増賃料B	=	納付すべき月額家賃
				(100円未満切り捨て)

割増賃料Bは、収入基準超過が有と決定された場合に、家賃に加算される額です。

割増賃料B = 本来月額家賃 × 下表のあなたの収入認定月額Aに該当する倍率

収入認定月額Aの範囲	倍率
114,001円 ~ 158,000円	0.3
158,001円 ~ 191,000円	0.5
191,001円以上	0.8

(様式第2号)

連帯保証人変更承認書

( 番 号 )

( 年 月 日 )

( 住 所 )

( 住宅の名称 ) 県 営 団 地 棟 号

( 氏 名 ) あて

秋田県知事

( 年 月 日 ) 付けで申請のあった連帯保証人の変更について、秋田県営住宅条例施行規則第6条第1項の規定により承認します。

なお、この承認が到達した日から10日以内に新連帯保証人と連署した請書を提出してください。

(様式第3号)

(住所)  
(氏名)様

(番号)  
(年月日)

秋田県知事

## 同居承認書

(年月日)付け申込のあった同居承認について、秋田県営住宅条例第18条の規定により承認します。

1. 同居を承認された者

	氏名	性別	続柄	生年月日
1				

2. 入居者は次の者に限る。

	氏名	性別	続柄	生年月日
1				
2				
3				
4				
5				

(注意事項)

同居継承者の入居後、世帯全員分の住民票を提出してください。

(様式第4号)

(住所)  
(氏名)様

(番号)  
(年月日)

秋田県知事

## 入居承継承認書

(年月日)付けで申請のあった入居承継承認について、秋田県営住宅条例第19条の規定より次のとおり承認します。

なお、この承認書が到達した日から10日以内に連帯保証人と連署した請書を提出してください。

入居者氏名	承継前:(氏名)
	承継後:(氏名)

(注意事項)

承継後の入居者は、承継前の入居者の権利義務の関係の一切の承継すること。

様式第 2 号

( 番 号 )

( 年 月 日 )

( 住所 )

( 氏名 ) あて

秋田県知事

普通県営住宅（改良住宅）の変更登録について

( 年 月 日 ) 付けで申請のあった住宅の変更について、秋田県普通県営住宅及び改良住宅住替事務取扱要領第 5 条の規定により、次のとおり登録したので通知します。

登 録 日	年 月 日
住替希望住宅	( 団地名 ) ( 階、住戸タイプ等 )

この通知は、あなたが住替えを希望することを認め、申請した内容を登録したことをお知らせするものであり、住替住宅を決定したものではありません。住替希望住宅に空家が発生した時点で、再度連絡します。

なお、退去時の修繕費用及び移転費用は、入居者負担であることを念のため申し添えます。

様式第3号

普通県営住宅（改良住宅）変更承認書

（ 番 号 ）

（ 年 月 日 ）

（ 住 所 ）

（ 氏 名 ） あて

秋田県知事

（ 年 月 日 ） 付けで申請のあった普通県営住宅（改良住宅）の変更について、秋田県営住宅条例施行規則第2条の規定により、次のとおり承認します。

入居を承認する住宅の名称	県営	住宅	号棟	号
入 居 可 能 日		年	月	日
家 賃 （ 月 額 ）				円

現在お預かりしている敷金については、変更後の住宅の敷金として取り扱いますのでご承知おきください。

（承認条件）

- 1 入居可能日の前日までに、連帯保証人の連署する請書を提出すること。
- 2 入居可能日から起算して14日以内に市役所等へ住民異動の届出を行い、異動後の世帯全員の住民票を提出すること。
- 3 法令、秋田県営住宅条例及び同条例施行規則を遵守すること。
- 4 入居後は、当該住宅を善良なる管理者の注意をもって保管すること。
- 5 家賃は、定められた期日までに必ず納入すること。

## 暴力団員による県営住宅等の使用制限に伴う情報提供について調査対象者名簿

シメイ	氏名	和暦	年	月	日	性別	現住所
アキタ タロウ	秋田 太郎	S	30	03	22	M	秋田市山王4 - 1 - 1

## (補足説明)

以下をセル毎に入力すること。

氏名カナ:半角、姓と名の間は半角で1マス空ける。

氏名漢字:全角、姓と名の間は全角で1マス空ける。

生年月日:半角、大正はT,昭和はS,平成はHで半角とし、数字は2桁とする。

性別:半角、男性はM,女性はFとする。

なお、上記記載例は、便宜上、項目名及び罫線を付しているが、照会の際は、罫線は不要とする。

(様式第3号)

駐 車 場 使 用 許 可 書

( 番 号 )

( 年 月 日 )

県 営 団 地

代表者 ( 氏 名 ) あて

秋田県知事

( 年 月 日 ) 付けで申請のあった駐車場の使用について、秋田県営住宅条例第 45 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

記

- 1 許可する駐車場 県 営 住宅駐車場 区画
- 2 許可する使用期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 使用料 1 区画あたり 1 カ月 円  
(使用区画分の使用料を定められた期日までに納入すること)

4 使用条件

駐車場に自動車を保管できる者は、県営住宅の入居者又は同居者に限るものとする。  
使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって駐車場を管理するとともに、当該駐車場及びその周辺を環境保全に支障がないように維持しなければならない。

駐車場の目的以外に使用し、又は第3者に転貸してはならない。

駐車場を滅失し、き損し、又は原形を変更してはならない。

許可期間が満了し、又は取り消されたときは、駐車場を許可前の現状に回復して返還しなければならない。

この許可により使用者又は第3者が支出した有益費、必要費その他の費用があっても、県に対して請求しないこと。

県は駐車場内における自動車の盗難、事故等による損害の賠償については一切その責めを負わないこと。

駐車場の除排雪及び電気料金等の維持管理費は、使用許可を受けた駐車場利用組合等が負担すること。

許可条件に違反したとき又は駐車場の管理が良好でないと認められるときは、現状回復又は損害賠償を命ずることがあること。

公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき、又は許可の条件に違反した行為があると認められるときは、この許可を取消、又は変更することがあること。この場合において当該取消し等により使用者に損失が生じても県はその損失は補償しないこと。

様式第3号 督促状(第10条関係)

(住所)  
(氏名)様

(番号)  
(年月日)

秋田県知事

県営住宅家賃督促状

次の金額は、納期限までに完納されていないので、指定納期限までに納入してください。  
なお、滞納期限が3カ月以上になりますと、連帯保証人に滞納している事実を告知するとともに住宅の明け渡しを請求することがあります。  
既に納入されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

1. 滞納使用料 円(ヶ月分)
2. 納付指定期限 (年月日)
3. 納付場所 秋田県指定金融機関、秋田県収納代理金融機関

分納納入誓約されている方は、支払い計画により継続して納入してください。  
本状の金額(明細含む)は、文書発出時点の未納額を表示しております。  
なお、本状においては、令和 年度分の滞納額についてのみ表示しております。

問い合わせ先：

電話：

様式 4 号 連帯保証人協力依頼（第 15 条関係）

（番 号）

（住 所）

（年月日）

（氏 名）様

県営住宅等家賃納入に対する協力について

秋田県知事

あなたが、連帯保証人になっている次の県営住宅入居者は再三にわたる家賃納入の督促にもかかわらず家賃を滞納しております。

つきましては、連帯保証人でありますあなたからも家賃を納入するようにご協力をお願いします。

なお、期限までに納入されていない場合は、民法第 446 条の規定により連帯保証人であるあなたから滞納家賃を支払っていただくこととなりますことを申し添えます。

連帯保証人であるあなたからお支払いいただける場合は、連帯保証人用の納付書を交付しますので、下記にご連絡ください。入居者用の納付書でお支払いした場合は、極度額に充当できません。

1 . 入居者

住所：

氏名：

2 . 滞納月及び滞納額

滞納月数                      ヶ月分

滞納額

（年月日）現在までに確認できる納入状況をもとに作成しています。  
既に納入されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

問い合わせ先：

電話：

様式 5 号 連帯債務履行請求書 ( 第 17 条関係 )

( 番 号 )

( 年 月 日 )

連帯保証人

( 氏 名 ) 様

秋田県知事

連帯保証債務履行請求通知書

あなたが連帯保証人になっておられます 県 営 住宅 棟 号  
の滞納家賃について、先にあなたから納入の督促をお願いしましたが、それ  
にもかかわらず納入されておられません。

したがって、やむを得ず民法第 446 条の規定により連帯保証人のあなたに対し下記滞納  
家賃額を 年 月 日までにお支払いくださるよう請求いたします。納付書は、同封  
( 別に郵送 ) する納付書をお使いください。万一、( 入 居 者 ) に交付した納付書で  
お支払いされますと、連帯保証人によるお支払いとして扱うことができません。

なお、支払後、連帯保証人は民法 442 条 1 項の規定により入居者に対し求償権を有するこ  
とを申し添えておきます。

記

滞納月	家賃	滞納月	家賃
年 月分	円		
		合 計	円

連絡先 :

電 話 :